

2015. 2. 7 THEペット法塾、京都野良猫保護連絡会 京都緊急集会

「野良猫餌やり禁止条例と野良猫保護」・集会宣言

—今みんなで考える問題・猫餌やり禁止 殺処分の新たな形—

京都市が制定を目指す「動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」は、動物愛護管理法第35条1項本文の規定に基づき引き取った犬や猫の殺処分がなくなることを目指すという目標の「数字」のみを追い、規定の根本にある「動物の命と感受性」尊重の精神をないがしろにし、人の目につきにくい「新たな形の猫の殺処分」を生み出すもので、全国的に大きな問題になっている「犬の大量放置・遺棄」事件と同根異形である。

また、京都市は、意見募集の説明文冒頭に「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」、「人にも動物にも心地よいまち」、「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」等の美辞麗句を並び立て、条例があたかも京都動物愛護憲章が目指す「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」推進の具体的な行動指針である「動物を思いやりましょう」、「動物のことを学びましょう」、「動物との正しい関わりを考えましょう」、「動物との絆を最後まで大切にしましょう」、「人にも動物にも心地よいまちを作りましょう」を推進するための条例のような外観を呈しているが、条例の中身は、動物への思いやりに欠け、動物のことを誤解するメッセージを送り、動物との正しい関わりを考える努力を怠り拙速に結論を出し、動物との絆を大切にせず猫を遺棄する「犯罪者」対策は何ら講じず、犬と猫をまちから追い出したうえ戻れないよう門を閉じる「犬や猫に閉鎖的な社会」の実現を目指すもので、「看板に偽りあり」の象徴ともいえる内容である。「犬や猫を締め出す社会」が、その中にいる犬や猫にとって「心地よいまち」であるはずがなく、無知や無理解の「冷たい目」の蔓延する「うるおいのないまち」である。

京都市は、動物愛護管理法や京都動物愛護憲章の根底にある「国民、市民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛、平和の情操の涵養に資する」ことがいかに大切であるかをよく認識し、知恵を絞り立場の違いを超えて受け入れ可能な答えを出す努力を行うべきである。野良猫に対し閉鎖的な社会は、社会の醜い所に対しても閉鎖的になりがちな「臭いものにふたをする」の姿勢に繋がる。「野良猫」という弱い立場にあるものの「命と感受性」への思いやりを欠く社会は、弱い立場にある人に対し思いやりを欠きやすくなる。それが社会に広がればどうなるか答えは明白である。動物愛護が、生命尊重、平和の情操の涵養に続く構図がそれを明確に示している。

京都市は、洋の東西を問わず歴史上の偉人達が社会に送り続けてきたメッセージ「社会における倫理の成熟度は、動物に対する対応で分かる」という言葉を吟味し、動物愛護管理法や京都動物愛護憲章の精神と目的に適切に対応する行動を取るよう強く求める。

上記の宣言と決議をもって、閉会の宣言をする。

2015年2月7日 参加者一同